

2015年農林業センサスについて（検討案）

大臣官房統計部

1 2015年農林業センサスの基本方向

農林業センサスは、5年ごとに我が国の農林業・農山村の基本構造の実態とその動向を全数調査により把握する最も基本的な統計調査であり、各種基本計画の策定や農林業施策の推進に必要な統計データを提供するとともに、各種農林統計調査の母集団情報を整備・提供するという役割を担っている。

2015年センサスについては、調査の連続性を確保する観点から、調査の枠組みについては、2010年世界農林業センサスを踏襲しつつ、統計委員会の答申や行政事業レビューにおける指摘、さらに、近年の調査環境の変化を踏まえ、施策ニーズに着実に対応するとともに、東日本大震災被災地においても的確・効率的に実施できる調査内容とすることが必要である。

2 2015年センサスにおける課題

(1) 2010年センサス答申時の統計委員会からの指摘

- ア 農林業経営体調査におけるインターネット申告の併用の可能性検討
- イ 会社等、組織形態の違いを考慮した調査票の設計
- ウ 国勢調査の調査区情報等の活用

(2) 行政事業レビューにおける指摘

調査項目の見直し、OCR調査票の導入、郵送回収等で効率化を図ることにより、不断のコスト削減を継続

(3) 農林業の基本構造の把握・施策ニーズへの対応

- 農林業の基本構造の把握に必要な項目の設定
- 6次産業化など施策の推進に必要な項目の設定

(4) 東日本大震災による影響を考慮した対応

- 被災市町村の現状把握と調査実施方法の検討
- 不測の事態に備えた情報インフラとしての機能強化

(5) 調査環境の変化への対応

- 効果的な広報による調査協力意識の醸成

3 2015年センサスの方向性

2015年センサスは東日本大震災以降初めてのセンサスであり、今後の復旧・復興のベンチマークとなることから、特に甚大な被害のあった東北3県（岩手県、宮城県、福島県）との意見交換を重ね、円滑な調査の実施に向けた検討を行う必要がある。

加えて、上記に掲げる各種課題については、各調査毎に以下のとおり対応することとする。

(1) 農林業経営体調査

ア 東日本大震災を踏まえた対応

東日本大震災を踏まえ、不測の事態においてセンサスが果たすべき情報インフラとしての役割が再認識されたことを受け、その機能強化に向け、農産物の生産状況を詳細に把握し、激甚災害の発動基準となる生産農業所得統計の精度向上に資する。

イ 円滑な調査の実施スケジュール

2015年センサスに向けた5カ年計画においては、前回と比較し、計画をおおむね半年ほど前倒しで実施し、一連の準備に必要な期間を確保し調査の円滑化を図る。

ウ 調査の効率化

予算の効率的な執行並びに都道府県におけるパンチ入力に関する契約業務の労力負担軽減のため、農林業経営体調査についてもOCR対応調査票を導入し、農林水産省一括読み取りに変更する。

エ 調査手法

豪雪地帯など調査困難地域における効率的な実施に向け、郵送調査の導入について、その有効性や可能性等を試行調査により検証したところであるが、回収率や補正の状況等を踏まえ、2015年センサスにおける郵送方式の導入は行わないこととする。

なお、試行調査において郵送調査を検証する当初の目的であった冬季の調査員の安全確保については、調査票の配布開始時期を従来よりも前倒すことにより対応する。

また、オンラインによる報告について、地域や対象を限定し、2015年農林業センサスより試験的に導入する方向で検討する。

オ 円滑な調査員調査の実施に向けて

調査員の受け持ち調査区を示す市区町村分割地図については、従来は国土地理院の地形図を使用してきたが、都道府県・市区町村からの要望を踏まえ詳細な住宅地図を導入する。

なお、調査対象か否かを判定するために用いている「調査客体候補名簿」については、従来の単票様式に加え、「調査客体候補一覧表」を導入し、調査員の調査客体の管理の利便性に配慮する。

カ 調査員による記帳補助の導入

農林業経営体調査の調査対象は、回を追うごとに高齢化しており、調査員段階では一部で聞き取りや代筆をせざるを得ない状況があることを踏まえ、従来どおりの「調査員が調査票を配布・収集する自計報告により行うこと」を基本としながらも、状況に応じて調査員が記帳者の回答を補助することを可能とする。

キ 農業構造の把握に向けて（農業構造の重層化への対応）

組織経営の進展にともなう家族経営と組織経営との農業構造の重層化が今後も更に進展することを見据え、調査客体候補名簿上に組織経営体の参加状況を判定する項目を追加することで、調査員による記入方法の適切な説明を行い、農業構造の正確な把握に資する。

ク 農林業構造の把握に向けて（網羅的な客体候補名簿の整備）

網羅的な客体候補名簿の作成には、農林水産省-都道府県-市区町村という実施系統の各段階において保有する行政記録情報等を活用することの重要性が第2回研究会においても再認識されたところであり、2015年センサスについては、農業者戸別所得補償制度の申請情報等の行政記録情報や商業・法人登記簿情報により充実を図った事業所母集団データベースを活用し、農林水産省段階での名簿整備の充実を図るとともに、都道府県-市区町村段階においては、農林行政主管課等の保有する行政記録情報の円滑な活用に向け、都道府県知事宛に積極的な協力を要請していく。

ケ 農林業構造の把握に向けて（世帯内の複数経営）

2005年センサスから1つの世帯の中に収支管理を独立した複数の経営がある場合、それぞれを独立した経営体として別々の調査票により把握してきたところであるが、事例が極めて少なく、現行の利活用を踏まえ

ると複数経営を有する世帯のみを集計することで、内在する経営を概観することは可能と考えられることから、調査対象者の調査票記入の負担軽減を踏まえ、調査客体候補名簿で調査員の聞き取りにより把握を行うこととする。

(2) 農山村地域調査

ア 円滑な調査員調査の実施に向けて

農山村地域調査員については、農林業経営体調査員と候補者が競合しないよう、実査時期を農林業経営体調査終了後である「2015年4～6月頃」に変更することで、農林業や地域に精通した調査員を確保し、円滑な調査の実施に資する。

なお、調査期日については、統計の連続性を考慮して現行の2月1日現在を継続する。

イ 農業集落情報の充実化に向けて

行政資料から把握できる項目については、これまでも活用をしてきたところであるが、さらに、2015年センサスにおいては、過去の農林業センサス結果や他統計調査からも有用な情報については農業集落への接続をすることで、農業集落情報の一層の充実化を図ることとする。

ウ 新たなニーズへの対応

農山村地域調査では、新たな施策のニーズに対応し、地域活性化のための活動状況及び再生可能エネルギー関連項目を把握することとする。